



第143期

定時株主総会招集ご通知

日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時

場所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部3階大会議室

目次

■ 第143期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
■ 第143期事業報告	3
■ 計算書類	19
■ 連結計算書類	21
■ 監査報告書	23
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	26
第2号議案 監査役1名選任の件	27
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	28
■ インターネット等による議決権行使のご案内	29



清水銀行

証券コード：8364

証券コード8364
平成30年6月4日

株 主 各 位

静岡県静岡市清水区富士見町2番1号
株式会社 清 水 銀 行
取締役頭取 豊島勝一郎

第143期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第143期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
3. 株主総会の目的である事項
報告事項 1. 第143期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 事業報告、計算書類報告の件
2. 第143期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使等についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席

開催日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈代理人による議決権行使〉代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主さま1名とさせていただきます。）

郵送

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

インターネット

行使期限 平成30年6月21日（木曜日）午後5時送信分まで



当行指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

詳細は29・30ページをご覧ください。

【重複行使の取扱い】 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

【議決権の不統一行使】 議決権の不統一行使を行う株主さまは、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる開示事項】 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<http://www.shimizubank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当行ホームページ（<http://www.shimizubank.co.jp/>）にて、修正の内容を開示いたします。

以上

(添付書類)

第143期 事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行は、静岡県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、投資信託販売業務、保険代理店業務、金融商品仲介業務等を通じて、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスの提供を行っております。

金融経済環境

当期中におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景に設備投資が合理化・省力化投資などを中心に増加し、海外経済の緩やかな成長のもとで輸出が持ち直すなど緩やかに回復しました。個人消費についても雇用・所得環境の改善が進むなかで、持ち直しの動きが見られました。一方で、雇用は人手不足の影響が顕在化しており、人員確保が課題となっています。また、米国の政策運営や欧州の政治情勢、アジアの地政学リスクなど、海外経済の先行きの不透明感は継続しております。

当行の主要営業基盤である静岡県経済につきましても、大企業・中堅企業の製造業を中心に生産性向上や研究開発関連の設備投資が一段と増加するなど緩やかに拡大しました。また、輸出については、自動車・二輪車等欧州向けを中心に増加するなど、増加基調で推移しました。個人消費は、雇用・所得環境が改善するなか、食料品や家電販売等が底堅い動きとなり、緩やかな回復基調で推移しました。

金融環境につきましては、日経平均株価は金融緩和政策の継続や好調な企業業績を受けて一時は2万4千円を超えるなど堅調に推移しましたが、海外の株式市場の低迷などから期末にかけて下落しました。長期金利は日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」のもと0%近辺で推移しました。

事業の経過及び成果

当行は、第26次中期経営計画「ADVANCE AS ONE ～地域・お客さまとともに、持続的成長を実現するために～」において、目指す姿として掲げた「存在意義の発揮」に向け、安定的な収益の確保と健全性の向上に取り組んでまいりました。

法人のお客さまへの取り組みとしては、平成29年7月に当行初となる海外拠点として、タイ王国に「バンコク駐在員事務所」を開設しました。平成30年2月にはバンコック銀行と「ビジネス協力協定」を締結し、お客さまの海外進出支援体制を強化しました。また、資金供給手段の多様化を目的として「しみず地方創生ローン」の取り扱いを行いました。

個人のお客さまへの取り組みとしては、お客さまの安定的な資産形成に向け、新たに投資信託12商品、生命保険7商品を追加したことに加え、個人型確定拠出年金「しみずiDeCo」の取り扱いを開始しました。また、SBIマネープラザ株式会社と浜松市に全国初となる共同店舗を開設し、コンサルティング機能を強化するとともに付加価値の高い金融サービスの提供を実現してまいりました。さらに、「しみずフリーローン」の取り扱いを開始したほか、住宅ローンをご利用のお客さま向けに、新たに保障内容の充実した11疾病に対応する団体信用生命保険の取り扱いを開始しており、お客さまへの商品・サービス拡充に努めております。

地方創生への取り組みとしては、インターネットビジネス支援を目的とし、BASE株式会社と事業提携し、地域企業の新たな事業展開を支援するとともに、静岡県への文化の発信として模型文化を取り上げた共同ホームページを開設しました。

店舗については、平成30年3月に袖師支店を新築移転し、庵原支店および辻支店を新しい袖師支店内に移転しました。新店舗では、お客さまの多様化するニーズにお応えするため、相談ブース、応接室を充実させ、案内係を設置するなど、コンサルティング機能を強化しております。

こうした取り組みにより、お客さまにご満足いただけるサービスの充実を図ってまいりました。

損 益

経常収益は、有価証券関連収益の減少等により、前期比11億59百万円減少の224億73百万円となりました。経常費用は、経費の減少等により、前期比10億81百万円減少の190億79百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比78百万円減少の33億94百万円、当期純利益は、前期比1億24百万円減少の25億73百万円となりました。

なお、当行及びグループ会社の連結業績は、連結経常収益276億37百万円、連結経常利益33億45百万円、親会社株主に帰属する当期純利益23億32百万円となりました。

貸出金

貸出金につきましては、地域金融機関としてお客さまの資金需要に積極的にお応えした結果、前期末比232億円増加の1兆970億円となりました。

預金等

預金につきましては、地域に密着した営業基盤の拡充に努め、採算性を重視した調達を行った結果、法人、個人預金が共に増加したものの、公金預金が減少し、前期末比231億円減少の1兆3,506億円となりました。

個人預かり資産につきましては、お客さまの多様化するニーズにお応えするなか、個人預金、個人年金保険等が増加した結果、前期末比164億円増加の1兆1,157億円となりました。

有価証券

有価証券につきましては、市場動向を注視しつつ、機動的な運用を行った結果、前期末比541億円増加の3,081億円となりました。

対処すべき課題

当行は、地域金融機関として、お客さまとのリレーションを深め、最適な金融サービスを提供することで、地域における存在感を高めてまいりました。一方では、人口減少、少子高齢化、マイナス金利政策の継続、IT技術の進展による金融サービスの変化など社会構造と金融環境が変化する中で金融機関に求められる役割も多様化・高度化し、環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このような認識のもと、当行では、第26次中期経営計画において、「存在意義の発揮」を目指し、地域金融機関として原点に立ち返り、様々な施策に取り組んでおります。徹底した業務改革により営業時間を創出し、お客さまのニーズを的確に捉え、真に役立つ商品・サービスを提供することで、地域とともに持続的な成長を実現してまいります。

また、金融機関としての社会的責任を十分に認識し、強固なコンプライアンス態勢を構築するとともに、企業価値向上に向けたガバナンスの強化を図ってまいります。

当行は、平成30年7月1日をもちまして創立90周年を迎えます。「感謝を胸に新たな未来へ」向けて今後とも株主の皆さまや地域の皆さまの信頼と期待にお応えし、次の100周年、110周年を見据えて、役職員一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預 金	14,044	13,538	13,738	13,506
定期性預金	8,674	8,213	7,931	7,519
その他	5,369	5,324	5,807	5,986
社 債	100	100	100	100
貸 出 金	10,504	10,704	10,737	10,970
個人向け	1,978	2,057	2,107	2,192
中小企業向け	6,008	6,093	6,229	6,489
その他	2,516	2,553	2,401	2,288
商品有価証券	2	3	4	4
有 価 証 券	3,184	2,542	2,539	3,081
国 債	1,224	672	654	535
その他	1,959	1,870	1,885	2,545
総 資 産	15,849	14,773	15,814	14,992
内 国 為 替 取 扱 高	128,241	80,185	107,987	62,490
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 494	百万ドル 301	百万ドル 359	百万ドル 346
経 常 利 益	百万円 4,464	百万円 4,662	百万円 3,472	百万円 3,394
当 期 純 利 益	百万円 2,527	百万円 3,210	百万円 2,697	百万円 2,573
1株当たり当期純利益	円 銭 264 99	円 銭 336 65	円 銭 282 87	円 銭 269 79

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 連結業績の推移

(単位：百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経 常 収 益	29,070	29,539	28,760	27,637
経 常 利 益	4,615	4,989	3,948	3,345
親会社株主に帰属する当期純利益	3,400	3,299	2,978	2,332
包 括 利 益	7,463	372	1,684	2,509
純 資 産 額	80,717	80,528	81,659	83,602
総 資 産	1,591,910	1,483,918	1,590,062	1,510,013

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	983人	1,000人
平 均 年 齢	40年1月	40年2月
平 均 勤 続 年 数	16年8月	16年7月
平 均 給 与 月 額	369千円	369千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託328人、出向受入者4人を含んでおりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
静 岡 県	76	(1)	76	(1)
東 京 都	1	(0)	1	(0)
愛 知 県	2	(0)	2	(0)
合 計	79	(1)	79	(1)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を53,724か所（前年度末52,215か所）設置しております（セブン銀行ATM22,668か所及びイオン銀行ATM5,311か所、イーネットATM12,894か所、ローソン・エイティエム・ネットワークスATM12,783か所を含む）。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

- (注) 1. 袖師支店を新築移転し、庵原支店及び辻支店を袖師支店内に移転しました。
 2. セブン銀行及びイオン銀行、イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携ATMを除き、店舗外現金自動設備を1か所設置し、1か所廃止しました。
 店舗外現金自動設備の新設
 ・JR東海草薙駅出張所（静岡市清水区）
 店舗外現金自動設備の廃止
 ・イシバシプラザ共同出張所（沼津市）

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	558
---------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア（為替OCRシステム 他）	157
袖師支店新築移転	53

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
清水ビジネスサービス株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	現金・手形等の精査 整理業務他	昭和56年12月10日	10百万円	100.00%	—
清水銀キャリアアップ株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	有料職業紹介業務	平成2年10月22日	30百万円	100.00%	—
清水総合メンテナンス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	不動産管理業務	平成3年12月24日	30百万円	100.00%	—
株式会社清水地域 経済研究センター	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	金融・経済の調査研究 業務、研修運営業務	昭和40年10月28日	12百万円	100.00%	—
清水信用保証株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	信用保証業務	昭和53年11月1日	50百万円	100.00%	—
清水リース&カード株式会社	静岡県静岡市清水区 富士見町2番1号	リース業務、 クレジットカード業務	平成11年4月14日	60百万円	15.13%	—
清水総合コンピュータ サービス株式会社	静岡県静岡市清水区 天神1丁目8番25号	コンピュータ関連業務	平成元年7月1日	30百万円	5.00%	—

- (注) 1. 上記の子会社等7社は、いずれも連結対象会社であります。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(平成29年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
豊島 勝一郎	取締役頭取 (代表取締役)		
望月 昭宏	専務取締役 (代表取締役)		
野々山 茂	常務取締役		
望月 文人	常務取締役		
岩山 靖宏	常務取締役		
金田 富士夫	取締役(社外役員)		
東 恵子	取締役(社外役員)	東海大学海洋学部 教授	
相澤 隆	取締役(社外役員)	鈴与建設株式会社 代表取締役会長	
宇佐美 俊二	取締役		
藪崎 文敏	取締役		
若林 陽介	取締役 経営企画部長		
鳥羽山 直樹	常勤監査役		
清明 宏	常勤監査役		
伊藤 洋一郎	監査役(社外役員)	弁護士 伊藤総合法律事務所	
磯部 和明	監査役(社外役員)	公認会計士・税理士 公認会計士磯部和明事務所	

- (注) 1. 平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役会長山田訓史氏、取締役鈴木壽美子氏、取締役白川直幸氏、監査役小林和仁氏が任期満了により退任しました。
2. 監査役磯部和明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役金田富士夫氏、東恵子氏、相澤隆氏、監査役伊藤洋一郎氏及び磯部和明氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員としての届け出を行っております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	14人	253 (24)
監 査 役	5人	47
計	19人	300 (24)

- (注) 1. 「報酬等」欄における()は、当事業年度に係る業績連動型報酬9百万円ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬額14百万円を内書きしております。
2. 株主総会で定められた取締役に対する報酬限度額は、確定金額報酬270百万円、業績連動型報酬の報酬(当期純利益水準に応じて最大)30百万円及び株式報酬型ストック・オプションの報酬36百万円であり、監査役に対する報酬限度額は確定金額報酬60百万円であります。
3. 上記の支給人数には、平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
4. 上記報酬等のほか、役員退職慰労金として当事業年度中に退任した取締役2名に対して141百万円を支給しております。(当該支給は、平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払分より支給しております。)
5. 取締役1名の使用人としての報酬9百万円については、上記に含まれておりません。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
金 田 富士夫	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定義される最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
東 恵 子	
相 澤 隆	
伊 藤 洋一郎	
磯 部 和 明	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
取締役 東 恵子	東海大学海洋学部 教授
取締役 相澤 隆	鈴与建設株式会社 代表取締役会長
監査役 伊藤 洋一郎	伊藤総合法律事務所
監査役 磯部 和明	公認会計士磯部和明事務所

(注) 上記に掲げる社外役員の兼職先等と当行の間には通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
取締役 金田富士夫	3年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	元静岡市収入役としての豊富な財務経験からの発言を行っております。
取締役 東 恵子	2年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席しております。	大学教授としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。
取締役 相澤 隆	9ヶ月	就任後、当期開催の取締役会12回の内11回に出席しております。	会社経営者としての幅広い見地と経験からの発言を行っております。
監査役 伊藤洋一郎	8年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の内14回に出席し、また当期開催の監査役会12回の内11回に出席しております。	主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 磯部 和明	3年9ヶ月	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、また当期開催の監査役会12回の全てに出席しております。	主に公認会計士・税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	29	—

- (注) 1. 上記の支給人数には、平成29年6月23日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等のほか、役員退職慰労金として当事業年度中に退任した取締役1名に対して3百万円を支給しております(当該支給は、平成19年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払分より支給しております)。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 19,800,020株
発行済株式の総数 9,600,218株 (自己株式60,827株を含む)

- (2) 当年度末株主数 4,090名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	621 ^{千株}	6.50%
鈴与株式会社	474	4.97
清水銀行従業員持株会	329	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	328	3.44
共栄火災海上保険株式会社	237	2.48
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	189	1.98
株式会社みずほ銀行	189	1.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	171	1.79
藍澤證券株式会社	170	1.78
朝日生命保険相互会社	155	1.62

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除した上、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 鈴木 敏 夫 指定有限責任社員 深井 康 治	56	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (注) 1. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額56百万円。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制

当行が業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）として、取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員が遵守しなければならない法令・ルール等を定める。
 - (イ) コンプライアンスを統括する部署を設置し、当行及びグループ全体のコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努める。頭取を議長とし、コンプライアンスをテーマとする拡大経営会議を月1回開催し、顧問弁護士もそのメンバーとする。
 - (ウ) 本部・営業店にコンプライアンス責任者と管理者を配置し、日常業務での適法性のチェックを実施するとともに、「コンプライアンス報告制度」を設け、違反行為の未然防止等を図る。なお、本報告制度の利用者に対して、報告等の行為を理由として懲罰、人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益となる行為は行わない。
 - (エ) 使用人の法令・定款違反行為については、賞罰委員会において懲罰を付し、役員の法令・定款違反については、取締役コンプライアンス規程に基づき、経営会議等による調査を経て、取締役会において具体的な処分を決議する。
 - (オ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決し、利益を供与しない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会等の議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報については、行内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) リスク管理を適切に行うため、「統合的リスク管理規程」を制定し、カテゴリー毎に所管部を定めて、各種リスクについての管理体制を構築する。また、銀行全体のリスク統括を図る部署を設置し、各種リスクの状況について、必要に応じて取締役会及び経営会議への報告を行う。
 - (イ) 非常時において適切に業務を継続するための「業務継続規則」を制定し、迅速かつ適切に対応することで、経営への影響を最小限に止めることができる体制を整備する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役は、組織規程及び職務権限規程に基づき、業務執行を行う。また、取締役会の委任の範囲内で決議・協議等を行う機関として、「経営会議」を設置し、業務執行の決定の迅速化を図る。
 - (イ) 取締役会で決議された事項は、3ヶ月毎にその進捗状況を取締役会へ報告することで、完了までの管理・把握を行う。
- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) グループ会社におけるコンプライアンス、当行への適切な報告、リスク管理、職務執行の効率性など業務の適正を確保するため、グループ会社を運営・管理する統括部署を設置するとともに、「清水銀行グループ運営管理規程」を定める。また、グループ会社は、「グループ会社協議・報告一覧」に基づいて、当行への協議・報告を行う。
 - (イ) 当行は、必要に応じてグループ会社に立ち入り、監査を行う。
 - (ウ) 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役会担当者を1名以上配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役会担当者の人事異動や評価等については監査役会の意見を尊重する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 当行及びグループ会社の取締役は、当行の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に遅滞なく報告するものとし、当行及びグループ会社の使用人は主管部署を通じて、担当取締役、グループ会社取締役から報告するものとする。また、当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役から業務について報告を求められたときは、協力するものとする。
 - (イ) 上記の報告を理由として懲罰や人事考課への悪影響等、報告者にとって不利益になる行為は行わないものとする。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
頭取は、当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行は監査役がその職務の執行について必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当行およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当行の監査部がモニタリングしている。
- ② コンプライアンス
当行は、当行及びグループ各社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、行内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っている。また、当行は法令等遵守規程「コンプライアンス報告制度」により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めている。
- ③ リスク管理体制
 - (ア) 当行は、リスク管理に関する基本規程として「統合的リスク管理規程」を定め、取締役会を中心としたリスク管理体制を構築している。この規程に基づき、各種のリスクカテゴリーごとに「リスク管理規則」「リスク管理手続」を制定し、具体的な管理の実施方法等を定めるとともに、取締役会や経営会議への報告等を行っている。
 - (イ) 当行は、実効性のあるリスク管理を行うため、年度ごとのリスク管理に関する計画を策定し、これに基づくリスクの把握、分析、評価を実施している。

④ 内部監査

監査部が作成した内部監査計画に基づき、当行およびグループ各社の内部監査を実施している。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第143期末 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	60,662	預借金	1,346,641
商品有価証券	457	外国為替債	58,471
金銭の信託	1,200	その他の負債	42
有価証券	307,776	賞与引当金	10,000
貸出金	1,092,046	退職給付に係る負債	7,088
外国為替	833	役員退職慰労引当金	490
リース債権及びリース投資資産	11,074	睡眠預金払戻損失引当金	869
その他の資産	18,348	繰延税金負債	63
有形固定資産	19,061	支払承諾	36
建物	8,344	繰延税金負債	35
土地	9,267	負債の部合計	2,671
リース資産	15		1,426,410
建設仮勘定	67	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	1,365	資本金	8,670
無形固定資産	960	資本剰余金	5,514
ソフトウェア	688	利益剰余金	65,368
リース資産	80	自己株式	△283
その他の無形固定資産	191	株主資本合計	79,270
繰延税金資産	1,803	その他有価証券評価差額金	3,352
支払承諾見返	2,671	繰延ヘッジ損益	18
貸倒引当金	△6,885	退職給付に係る調整累計額	△319
		その他の包括利益累計額合計	3,052
		新株予約権	42
		非支配株主持分	1,237
		純資産の部合計	83,602
資産の部合計	1,510,013	負債及び純資産の部合計	1,510,013

第143期 連結損益計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益			27,637
資金運用収益	15,959		
貸出金利	11,843		
有価証券利息	4,018		
預金	1		
その他の受入	83		
役務の取引等	11		
その他の取引業務	9,233		
その他の取引業務	1,093		
経常費用	1,350		
経常費用		24,291	
資金調達費用	612		
預金	388		
譲渡性預金	0		
コルマ	37		
債券借取	49		
借入金	38		
社債	88		
その他の支払	10		
役務の取引等	5,365		
その他の取引業務	1,465		
その他の取引業務	16,194		
その他の取引業務	654		
貸倒引当金	406		
その他の取引業務	247		
経常利益		3,345	
特別利益		5	
特別損失	5		
特別損失		55	
減損	1		
減損	54		
税金等調整前当期純利益		3,294	
法人税、住民税及び事業税		973	
法人税等調整額		△65	
当期純利益		908	
当期純利益		2,386	
非支配株主に帰属する当期純利益		54	
親会社株主に帰属する当期純利益		2,332	

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木敏夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井康治 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月9日

株式会社 清水銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木敏夫 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 深井康治 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社清水銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社清水銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社 清水銀行 監査役会

常勤監査役 鳥羽山 直 樹 ㊟

常勤監査役 清 明 宏 ㊟

監 査 役 伊 藤 洋 一 郎 ㊟

監 査 役 磯 部 和 明 ㊟

(注) 監査役伊藤洋一郎及び監査役磯部和明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の経営環境の変化に備えるべく内部留保を確保するとともに、株主の皆さまへ安定的な配当を継続することを基本としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金30円

総額 286,181,730円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当は、1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役磯部和明氏の任期が、本定時株主総会終結の時をもって満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
磯部 和明 (昭和23年1月4日生)	昭和46年4月 昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入所 昭和49年3月 公認会計士試験合格 昭和49年8月 昭和監査法人 退所 昭和49年9月 公認会計士磯部和明事務所設立(現任) 平成26年6月 当行監査役(現任)	1,500株
【社外監査役候補者とした理由等】 磯部和明氏は、長年の公認会計士としての見解と経験を有しており、当行の社外監査役としての職務を的確に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。 なお、当行は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。 当行社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結をもって4年であります。		

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、磯部和明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。磯部和明氏の選任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
河野 誠 (昭和45年11月12日生) [社外][独立役員]	平成12年10月 東京弁護士会に弁護士登録 相川法律事務所入所 平成17年4月 静岡県弁護士会に弁護士登録換 河野法律事務所入所 (現任)	3,100株

【補欠の社外監査役候補者とした理由等】

河野誠氏は、長年の弁護士としての見解と経験を有しており、当行の社外監査役としての職務を的確に遂行することができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。

なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との特別の利害関係について
河野誠氏は当行の顧問弁護士であり顧問料を支払っております。
2. 社外監査役との責任限定契約について
当行は、定款において社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。河野誠氏の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、同氏との間においても責任限定契約を締結する予定であります。

以上

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバー等をご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
- (5) 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネットでも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱いさせていただきます。
- (6) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (7) パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (8) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

（ご注意）

- ・パスワードは、議決権行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当行よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1. のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

《お問い合わせ先》

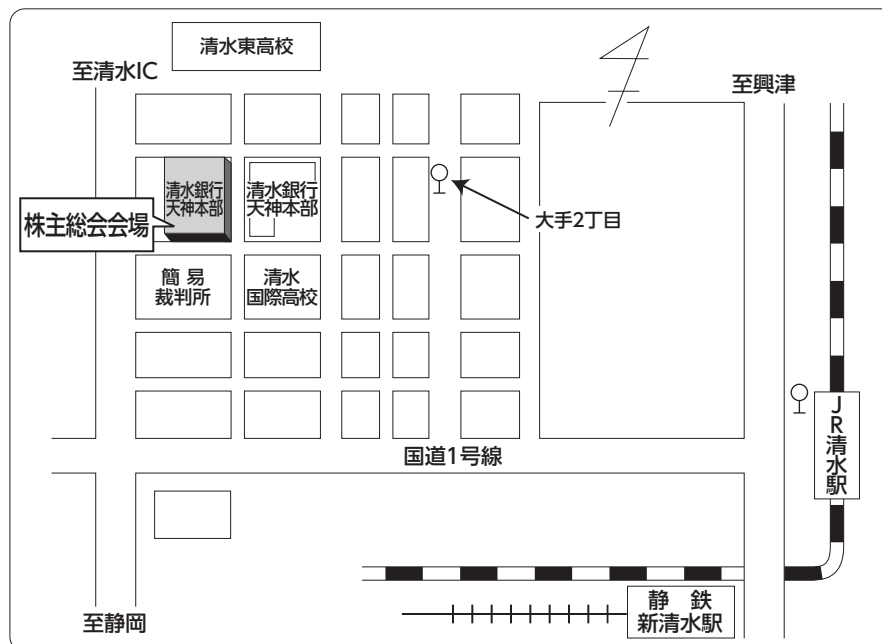
ご不明な点につきましては、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部（以下）にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
電 話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)
(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
電 話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日を除く)

以上

株主総会会場のご案内

会 場 静岡県静岡市清水区天神1丁目7番30号
清水銀行天神本部 3階大会議室
☎ 054-353-7714 (清水銀行総務管理部)



※最寄り駅のご案内

東海道本線 JR清水駅より徒歩15分

静岡鉄道（電車）新清水駅より徒歩25分 タクシー7分

しずてつ
ジャストライン（バス）清水駅前停留所
1番乗り場、庵原線乗車

大手2丁目バス停下車徒歩3分

※なお、駐車場のスペースに限りがございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。